

認知症になったら、制限がかかってできなくなる

シーン	できなくなること	概要
銀行	預金口座への入出金	認知症だと疑われると、支店で認知症テストを実施されることもある。意思能力がないと判断されれば、銀行口座は凍結される。事前に代理人契約を結ばないかぎり、貸金庫の利用や定期預金の解約はできなくなる
	貸金庫を開ける	
	定期預金を解約する	
証券会社・株式	株式を売買する	判断能力がないと見なされれば、証券口座は凍結され、株の売買も解約もできなくなる。株主総会で議決権を行使できないため、オーナー株主の場合、株主総会を開くこともできず、会社の存続に関わるリスクがある
	証券口座を解約する	
	株主総会で議決権を行使する	
不動産・自宅	土地・建物を売買する	共有名義の不動産も売買できなくなる。成年後見人がついた場合でも居住用不動産の売買は裁判所の許可が必要。賃貸契約を結ぶこともできない。自宅の金庫にしても、暗証番号を忘れてしまえば解錠は困難になる
	新しく部屋を借りる	
	自宅の金庫を開ける	
自動車	自動車を運転する	免許センター等で受ける検査の結果次第では、診断書の提出を求められ、運転免許が取り消される。保険やクレジットカードの契約は、意思能力がないと見なされれば不可能。ネットのパスワードの再発行では、本人しか知らない「秘密の質問」の回答の要求が多い
生命保険	生命保険・医療保険に加入する	認知症の初期症状で、時間の認識が困難になるため、就労は難しくなる。士業については、弁護士法などで、就労が禁じられている。また意思表示が無効となってしまうため、株式会社の役員になることはできない
ネット・携帯電話	忘れたパスワードを再発行する	
クレジットカード	クレジットカードを発行する・使う	
仕事・勤務先	士業(弁護士、薬剤師など)として働く	認知症の初期症状で、時間の認識が困難になるため、就労は難しくなる。士業については、弁護士法などで、就労が禁じられている。また意思表示が無効となってしまうため、株式会社の役員になることはできない
	パートやアルバイトとして働く	
	株式会社の役員になる	
趣味・旅行	子供や孫を旅行に連れて行く	成年後見制度はあくまで本人の財産を保護するためのものなので、利用してしまえば、子や孫を旅行に招待することはおろか、食事をご馳走することもできない。ペットは個人の財産のため、勝手に譲渡できなくなる
	子供や孫をレストランに連れて行く	
	ペットを預ける、譲渡する	
病院・介護	医療行為に同意し、手術を受ける	成年後見人は介護施設と契約は結べるが、医療同意権はない。家族が代替するが、おひとりさまなら困難だ
	介護施設・老人ホームと契約する	
役所	自分の戸籍謄本を取得する	成年後見人を立てると被後見人の印鑑登録は抹消。戸籍等は委任状を使い、代理人が取得するしかなくなる
	印鑑登録をする、実印を使う	
裁判所・警察	捕まって罰金を払う、賠償する	本人は賠償責任を負わなくなる代わりに監督義務者(家族や後見人)が賠償責任をかぶることがある。離婚届は提出すれば受理されるが、調停になると認められない場合も。自己破産は法律行為のため、後見人を立てない限り不可能。税金の支払いは家族が代行する
	離婚手続きをする	
	自己破産する	
税金・税務署	住民税や所得税を支払う	遺言書の作成、養子縁組については、成年後見人を立てていても、判断能力が回復していれば可能。ただし遺言書の作成には医師2名以上の立ち会いが必要。成年後見人に財産管理を一任すると、生前贈与ができなくなる。遺産分割協議は成年後見人に頼むしかない
	効力のある遺言書を作成する	
相続対策	子や孫に生前贈与する	遺言書の作成、養子縁組については、成年後見人を立てていても、判断能力が回復していれば可能。ただし遺言書の作成には医師2名以上の立ち会いが必要。成年後見人に財産管理を一任すると、生前贈与ができなくなる。遺産分割協議は成年後見人に頼むしかない
	養子縁組をする	
	相続人として遺産分割協議に参加する	
終活	墓を買う、墓じまいをする	本人の意思が伝わらなければ、契約は無効になり、家族が代行する。元気なうちに意思を伝えるしかない
	自分が望んだ葬儀をする	

れを裁判所に認めてもらうのは難しい」と言った。結局、領収書の金額を5人で割り、永峰さんは父の分以外を全額口座に返却するハメになった。「旅行に連れて行くときも、後見人や監督人に相談しないといけません。家族分の支払いは認められないでしょう。海外旅行に行くといつても、『それは無駄遣い』だと判断されれば、旅行自体に行くことができない(前出・杉谷氏)」。すべては後見人の沙汰次第。できなくなることはばかりなのだ。成年後見人がつければ不動産の売買はできるようになるはずだが、これも実は難しい。「財産を維持する」という観点から、基本的に後見人が判断し家裁が認めないかぎり、売却はできません。たとえば老人ホームに入り、家に帰る見込みがなかったとしても、自分の意思で売却することはできない(外岡氏)。

「成年被後見人」になるということは、法律にかかわる行為を単独で行うことができないう人間だと認定されることなのだ。しかも、それらの制限は本人が死ぬまで解除されない。本人のすべての法的行為が無効となる以上、新たに印鑑登録はできなくなる。かつての実印の印鑑登録の効力もなくなる。さらに法律によって、弁護士や司法書士、公務員や薬剤師、保育士など

今から備える策はある

「職業に就いていると、事実上、職を奪われる。それは、各種の役所手続きでも同様だ。離婚を検討していたとしても、確かに離婚届は受理される(役所は書面上でしか判断しない)もの、裁判になった場合、判断能力の有無は争いになるでしょう。離婚調停や訴訟でも、一方の認知症が進んでしまえば、その離婚自体を裁判所が認めないこともある(前出・栗田氏)」。食道がんと手術は、家族としての判断で同意しましたが、おひとりさまであれば、後見人の考えが分かれてしまいます。「私には痔の手術でも同意はしない」という専門職後見人も存在するからです。死に方にも制限がかかってしまうのだ。それは遺言書の作成にしても同様。もし成年後見人を付

けてしまったら、現実的に作成は困難になる。「法律の条文上は、判断能力が回復したときに、医師2名の立ち会いがあれば作成できることになっていますが、相続人の誰かが疑義をとなえれば、無効になってしまう可能性もあるのです(同)」。別表に挙げたのは、認知症になってしまえば本人の意思があってもできなくなってしまうものの一覧である。普段の生活から死後手続きにいたるまで、ありとあらゆる行為だと言ってもいい。なんとかしたい、しかし成年後見での制限は大きすぎる……そんな人に、自力で制限を外していく手はないだろうか。まずは、あまり知られていないが「財産管理委任契約」を検討するとい

「判断能力が比較的充分ある段階で、有用です。預貯金の管理や公共料金の支払いなどを家族や知人に委託するもので、契約書は任意に作成できますが、公正証書にしておけば銀行なども応じることが多い(前出・外岡氏)」。実際にうちよ銀行は本誌にこう回答している。「手続きの一部を代理人に委託することができず、預金者ご本人様に電話で委任内容を確認させていただく場合があります。委任状や本人確認書類などが必要です」。単独でも結べるが、これと同時に任意後見契約を結ぶのが一般的だ。元気なうちに公正証書として契約を結んでおき、判断能力が落ちた際に、申し立てにより家族が成年後見人になれる。前述のようにデメリットは多いが、申し立てのタイミングは家族自身が選べる。ギリギリまで判断を保留しておくことが可能だ。家族信託コンサルタントの横手彰太氏は、「家族信託」の利用を薦める。「信頼できる家族に、お金だけでなく自宅などの

不動産も財産管理を任せられることができる。判断能力がなくなると成年後見制度を使うと、50000万円の財産だと10年で360万円の費用が見込まれますが、家族信託であれば、約100万円の初期費用で組むことができます」。意外と有用なのが、全国各地の社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」だ。これは、生活費の管理や公共料金や家賃の支払いなどを代行してくれるサービスで、1時間1500円程度の支払いで、銀行や郵便局に行ってくれる。通帳や不動産権利証の保管サービスも1ヵ月1000円程度だ。銀行も割と柔軟に応じてくれるケースが多いので、ぜひ近くの社協で相談してみたい。人生最大のピンチがあるあなたを襲うかもしれない。その日の覚悟と決断に、今から備えたい。